

議案質疑

全議案に対する質疑は、6月18日に行われ、4人の議員が17項目に及ぶ質疑をしました。
その主なものは次のとおりです。

市道路線の認定と 筑西幹線道路について

質疑

今回の市道路線の認定は、筑西幹線道路のC区間の一部で、県道筑西・つくば線から小貝川左岸までである。この事業予定年度と総事業費、今年度の事業内容を尋ねたい。また、筑西幹線道路のC区間は、県事業として整備することになっていたが、合併協議会の最終回に、県会議員の提案により急遽追加され、合併特例債事業として決定された。これを市で整備した場合、県道になるのかあわせて尋ねたい。

答弁

【土木部長】今回の認定区間の事業予定年度と総事業費については、事業年度は平成20年度から26年度まで、総延長は約1km、総事業費は約9億円である。今年度の事業費については6千万円。その内訳は、委託費1千万円

生活弱者に対する 相談体制の方策は

質疑

用地測量と土地鑑定を委託、公有財産購入費等である。また、筑西幹線道路のC区間については、合併協議会で決められたことを受けて、市建設計画において「骨格的プロジェクト」に位置づけられ、合併特例債事業と認定された。今回の市道路線としての認定は、用地買収に当たり、地権者の方々が譲渡所得や国保税等の課税の特例を受けるためである。将来の県道への移管については、関係機関と協議していくのでご理解賜りたい。

今回の国保における制度改定の問題点は、生活保護基準よりはるかに低い人からも、後期高齢者医療制度と同じように一律に年金天引きをするという点である。国保税の徴収率を上げるための取り組みの強化も必要だが、

それと同時に相談体制の強化も必要である。そこで、相談体制をどのようにしていくのか尋ねたい。また、どうしても税を支払うことができない場合、どのような方法があるのか尋ねたい。

答弁

【健康増進部長】相談体制については、市民の皆様からの相談についての対応は、従前から国保担当窓口で随時実施している。今後とも、関係部署と連携を図りながら各種相談の充実に努めてまいりたい。また、どうしても支払うことができない場合の方法については、基本的には、国民健康保険は相互扶助制度であるので、すべての方に公平に収めてもらうのが基本である。しかし、特別の事情がある場合、減免措置等もあるのでその事情をよく相談していただき、その結果で対応する所存であるのでご理解賜りたい。

放課後児童クラブの今後は

質疑

今回の補正予算の説明の中で、学校の余裕教室等を利用しての新たな放課後児童クラブの開設について報告された。この児童クラブの余裕教室での開設について、今後の計画及び事業内容について尋ねたい。

答弁

【福祉部長】放課後児童対策事業は、保護者が就労等により日中家庭にいない児童に対して、授業終了後に適切な遊びや生活の場を与え、その健全な育成を図ることを目的としており、昨年度は15カ所を実施した。今年度は、新たに下館、竹島、中の3小学校の余裕教室を活用し、計18カ所を実施している。このうち、小学校で実施している児童クラブは、下館、竹島、中、関城東、村田、新治の計6小学校である。利用児童数は小学校1～3年生が577人、4～6年生が84人の合計661人で、開設日数は平均264日である。また、放課後児童クラブ設置促進事業として、学校の余裕教室等の施設を放課後児童クラブ用に改築するための経費の一部を助成している。補助基準額は700万円、負担割合は国・県・市それぞれ3分の1である。今回の補正予算では、協和総合センターから新治小へ移行する経費が計上されている。また、今後の計画は、市次世代育成支援行動計画に基づき進めていくのでご理解賜りたい。

